**新型コロナウイルス感染症対応「会員休業見舞金・会員死亡見舞金」対象者枠の拡大**

※会員対象

日本看護協会では、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災等の認定を受けた会員様に、休業見舞金3万円、死亡見舞金10万円を支給しております。  
2021年12月1日より、以下の通り一部支給要件を変更しましたので、ご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | * 政府労災保険等の休業補償給付を受けていること * 発病日が2020年11月9日以降であること * 発病時に会員であること * 医療従事者支援制度等、他からの補償金を受けていないこと |
| 2021年12月1日より | * 変更なし * 変更なし * 変更なし * 他からの補償金受給者も見舞金申請可能 |

* 新型コロナウイルス感染状況等によって、年度途中でも補償を終了とする可能性があることをあらかじめご了承ください。

**お問い合わせ**

**窓口**

公益社団法人日本看護協会 総務部総務1課

**電話番号**03-5778-8831

**Eメール**フォームの始まり

 @ 

フォームの終わり